

1,2-ジクロロプロパンを特定化学物質として規制 厚生労働省

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱等の労働政策審議会に対する諮問が行われ、同審議会安全衛生分科会で審議が行われた結果、厚生労働大臣に対して、いずれも妥当であると答申があり、以下のような改正が進められることになりました。

1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加され、1,2-ジクロロプロパンを用いる洗浄や拭き取りの業務に当たっては、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録等を 30 年保存することなどが義務付けられます(平成 25 年 8 月公布、10 月 1 日施行予定)。

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2013 年 7 月 30 日付 厚生労働省報道発表資料
測定技術箇所 小野元也

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 玩具指令のバリウム制限値を強化 欧州委員会](#)
- [2. 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請について 環境省](#)
- [3. RoHS2 5つの適用除外用途に関するプロジェクト開始 欧州委員会](#)
- [4. 90%が有機汚濁環境基準達成\(平成 24 年一級河川調査結果\) 国土交通省](#)
- [5. 新水質環境基準の素案について 環境省](#)
- [6. 水質基準に関する省令等の一部改正案に関する意見の募集について 厚生労働省](#)

汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項について

平成 22 年 4 月 1 日より、土壌汚染対策法において汚染土壌の処理を行うためには、汚染土壌処理施設ごとに都道府県知事による許可が必要となりました。

汚染土壌処理業の許可にかかわる基準は、汚染土壌の処理に伴う事業場外への汚染の拡散防止策や、取り扱う土壌の量や汚染の状態に対して施設の構造が適正であるか等、汚染土壌の適正な処理を確保することを目的として定められています。

このたび環境省では、汚染土壌の適正な処理を確保するため、都道府県等担当者が許可審査等の際に留意すべき技術的事項について取りまとめ、またその内容が許可申請等を行う事業者にとっても有用であることから、公表しました。

汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項の内容は、環境省のホームページから全文をダウンロードすることが可能となっています。

汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項:

https://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=22729&hou_id=16970

当社では、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として土壌汚染調査や土壌の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 8 月 2 日付 環境省ホームページ
土壌環境箇所 明石康伸



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたことになります。

お問合せはこちら

